第千六百九十六号

日

平成十八年

九月四日 月

曜

#### 目 次

#### 告 示

基本測量の実施...... 

告 示

## 山梨県告示第四百六十一号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成十八年九月四日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

#### 保安林の所在場所

三九、二二三九内一、二二四〇から二二四二まで、字段野山二二四三の二 三五地先・二二三八地先 (以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、二二 南都留郡富士河口湖町西湖字津原二二三〇の一、二二三〇の六、二二三〇の七、二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

Щ

梨

県

公

報

第千六百九十六号

平成十八年九月四日

字津原二二三〇の一・二二三三の一・二二三四から二二三六まで・二三三八・

||||三四地先・||||三五地先・||||三八地先 (以上三筆地先国有林。 字段野山二二四三の二 (以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字津原 次の図に示

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

す部分に限る。)

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

## 山梨県告示第四百六十二号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。) 第二十条の規定

平成十八年九月四日

. 六六八

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

起業者の名称

事業の種類

増穂町道の駅整備事業

Ξ 起業地

収用の部分 南巨摩郡増穂町大字青柳町字整理地地内

使用の部分 なし

兀 事業を認定した理由

法第二十条第一号要件

の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当す げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共 増穂町道の駅整備事業 (以下「本事業」という。) は、法第三条第三十二号に掲

法第二十条第二号要件

意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当す 起業者は、国から補助金を受け財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な

## 3 法第二十条第三号要件

# 申請事業の施行により得られる公共の利益

ものである。を提供する情報発信施設及び災害時における防災拠点となる施設の整備を進めるを提供する情報発信施設及び災害時における防災拠点となる施設の整備を進める本事業は、自動車等の運転手が利用する休憩施設、地域の文化及び観光の情報

再生整備計画」を策定し、「増穂町道の駅」を整備するに至ったものである。可都市計画マスタープラン」で、「増穂町総合計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こう計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こう計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こう計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こう計画」を策定し、インターチェンジ周辺の土地利用について検討してきた。こう計画」を策定し、中部横断自動車道の整備を関連して、中部横断自動車道・増穂工作制度を関連して、中部横断自動車道の整備に併せた地域振興を図るため、平成八年増穂町では、中部横断自動車道の整備に併せた地域振興を図るため、平成八年

することが望ましいとの結論に至り、本事業を実施するものである。 である。 のび地域の文化等の情報を提供する情報発信施設の機能を併せ持った施設を整備 及び土地利用上から効率的ではないため、自動車等の運転手が利用する休憩施設 は、災害時における拠点となる独立した施設を整備する計画であったが、財政上 は、災害時における拠点となる独立した施設を整備する計画であったが、財政上 は、災害時における拠点となる独立した施設を整備する計画であったが、財政上 は、災害時における拠点となる独立した施設を整備する計画であったが、財政上 は、災害時における別率的ではないため、自動車等の運転手が利用する休憩施設ではな である。しかし、東部地区における防災拠点である青柳町公民館は、昭和 とび土地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要 とび土地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要 と業地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要 と業地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要 と業地を含む増穂町東部地区は、河川が複雑に交錯する地域であり、水防上重要

なる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。の文化及び観光の情報を発信することができるとともに、災害時には防災拠点と本事業が完成すると、自動車等の運転手に憩いの場となる施設を提供し、地域

# こ 申請事業の施行により失われる利益

と認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認めらは地域住民に対して説明会を実施することとしており、適切な対策を講じるものの発生を押さえるため、低音重機を使用する計画であり、また、工事にあたっての発生を押さえるため、低音重機を使用する計画であり、また、工事にあたってする周辺環境への影響が考えられるが、周辺に住宅はなく、造成工事は大規模でする周辺環境への影響が考えられるが、周辺に住宅はなく、造成工事は大規模で本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因

隣接しているが、起業地へ編入することに異議はないとのことである。れる。また、増穂町教育委員会によると、本件起業地内は、埋蔵文化財包蔵地に

### 三 代替案との比較

最も適当なものとして決定されたものであると認められる。れた三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定さ

#### 四 比較衡量

切であると認められる。れるとともに、三で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認めら、「で述べた得られる公共の利益と」で述べた失われる利益を比較衡量した結

められることから、法第二十条第三号に該当する。 以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認

## 法第二十条第四号要件

4

## | 申請事業を早期に施行する必要性

これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。会社と協議を行った結果、本年度から各事業者が用地買収を行うことになった。取得を同時に進める必要がある。増穂町が、国土交通省及び中日本高速道路株式ステーション事業並びに中日本高速道路株式会社が行う中部横断自動車道パーキ本事業は、増穂町と国土交通省が共同で行う水辺プラザ整備事業及び河川防災

# こ。起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

ため、収用とすることは、合理的であると認められる。の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないの範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまない算定は、平成十一年度道路交通センサスによる国道五十二号の交通量を基に積算いは防災拠点としての利用を想定した規模となっている。また、駐車台数の本事業に係る起業地の範囲は、建築物については、平常時は道の駅として、災

# ことから、法第二十条第四号に該当する。以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められる

収用する公益上の必要性

5

判断することができる。(1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと)

山 梨 県 公 報 第千六百九十六号 平成十八年九月四日

増穂町役場建設課五、法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

### 公告

# 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

として指定した。

平成十八年九月四日

次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十九条第一項の規定により、

山梨県知事 山 本 栄 彦

腎臓に関する医療 医療 整形外科に関する	甲府市宝一丁目九番一号	甲府共立病院
歯科矯正に関する医療	甲府市相生一丁目二番二二号	江間歯科医院
医療心臓脈管外科に関する整形外科に関する医療	甲府市朝日三丁目八番三一号	社会保険山梨病院
整形外科に関する医療	甲府市天神町一一番三五号	病院機構甲府病院独立行政法人国立
腎臓に関する医療	甲府市塩部三丁目一六番三三号	井クリニック医療法人静正会三
歯科矯正に関する医療	ラワービル三階甲府市丸の内一丁目二番一三号サンフ	ニック さわ矯正歯科クリ 医療法人社団ふか
整形外科に関する医療	甲府市新田町一〇番二六号	<b>貢川整形外科病院</b> 医療法人小宮山会
担当する医療の種類	所在地	名称

事務組合立飯富病健康保険病院一部	社会保険鰍沢病院	南病院医療法人峡南会峡	属病院	崎相互病院 医療法人聰心会菲	加納岩総合病院	吉田市立病院国民健康保険富士	勝和クリニック 勝和会ふじよしだ 医療法人社団弘仁	医院小林皮膚泌尿器科	市立甲府病院	本整形外科 医療法人笹本会笹
南巨摩郡身延町飯富一六二八番地	南巨摩郡鰍沢町三四〇番地一	南巨摩郡鰍沢町一八〇六番地	中央市下河東一一一〇番地	韮崎市本町一丁目一六番二号	山梨市上神内川一三〇九番地	富士吉田市上吉田六五三〇番地	富士吉田市上吉田九九七番地一	甲府市幸町九番二三号	甲府市増坪町三六六番地	甲府市古上条町四四六番地
腎臓に関する医療	整形外科に関する医療	腎臓に関する医療	疫に関する医療 ・心臓脈管外科に関する医療 ・心臓脈管外科に関する医療 ・関する医療 ・関する医療 ・関する医療 ・関する医療	腎臓に関する医療	腎臓に関する医療 医療	医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	腎臓に関する医療	腎臓に関する医療	形成外科に関する医療口腔に関する医療	整形外科に関する医療

梨
県
公
報
第二
$\stackrel{\leftarrow}{\sim}$
第千六百九十六号
+
六号
_
平
成
人
年力
戸
平成十八年九月四日

院			あすなろ甲府薬局	甲府市宝一丁目九番一号読売ビル内	薬局 (調剤)
院財団法人身延山病	七南巨摩郡身延町梅平二四八三番地一六	腎臓に関する医療	会営薬局	富士吉田市上吉田六五一八番地	薬局(調剤)
有限会社赤岡綜合	甲府市北口三丁目一番二号	薬局(調剤)	渡辺薬局	富士吉田市下吉田三一五番地	薬局 (調剤)
佐田薬局	甲府市幸町二八番地一三	薬局(調剤)	<b>一局</b> 有限会社クレチ薬	富士吉田市上暮地一丁目一八番二三号  薬局	薬局(調剤)
有限会社酒折薬局	甲府市酒折一丁目一六番二一号	薬局(調剤)	守山薬局	富士吉田市大明見四五三番地	薬局(調剤)
米永薬局	甲府市下小河原町二三一番地四	薬局(調剤)	アーク調剤薬局	甲州市塩山上塩後二七一番地四	薬局(調剤)
新海薬局	甲府市中央二丁目五番三二号	薬局(調剤)	田辺薬局	甲州市塩山下於曽五五四番地	薬局(調剤)
<b>则市总总管理</b> 社団法人山梨県薬	甲府市增坪町四四七番地一	薬局(調剤)	有限会社中村薬局	都留市中央一丁目五番一二号	薬局(調剤)
薬局			<b>営都留調剤薬局</b> 都留市薬剤師会会	都留市つる五丁目三番五号	薬局(調剤)
1 手が トー・受引 トーキ薬局甲府南店	日 肝 万曽平 「平 丁 河 山 」) ご 香 ルコー 甲 府 市 増 坪 町 堰 向 ハニ 九 番 地 五	薬局(調剤)	あんず薬局	都留市十日市場九三一番地	薬局(調剤)
甲層グリーン薬局	甲杯市地域曲写阿原日五〇七番地四			都留市四日市場小倉一三〇番地	薬局(調剤)
健康館サワ	甲府市和戸町一〇〇二番地三	薬局(調剤)	留店	者留计卫氏计划 八倉一三〇君士	李 后 《 前 孝 ·
知 = 店 株式会社中沢薬局	甲府市和戸町三八二番地一	薬局(調剤)	杉本薬局	都留市上谷四丁目八番九号	薬局(調剤)
甲典堂板山薬局	甲府市住吉一丁目二番一七号	薬局(調剤)	ハヤカワ ドラッグストアー	都留市中央一丁目三番一八号	薬局(調剤)
薬局 N類 占有限会社赤岡綜合	甲府市小瀬町二八番地一	薬局(調剤)	オサダ薬局	都留市中央一丁目六番一一号	薬局(調剤)
は、一般ので	-		さくら薬局山梨店	山梨市上神内川一一三九番地一	薬局(調剤)
マキテイ 周別薬司	甲府市美关二丁目一〇番一九号	薬局 ( 調剤 )	古屋総合薬局	山梨市上神内川一一八二番地	薬局(調剤)
美咲店	FMT言叩"二"目一(者一プ号	对是 ( 前李)	健康館サワ山梨店	山梨市歌田字金桜三四四番地三	薬局(調剤)
ひろせ薬局	甲府市富士見一丁目三番三二号	薬局(調剤)	株式会社まきおか	山梨市牧丘町窪平二九二番地一	薬局(調剤)

六六五			60日	第千六百九十六号 平成十八年九月四日	山梨県公報
薬局(調剤)	南巨摩郡鰍沢町一五九四番地	井上薬局	薬局(調剤)	甲斐市長塚一一五番地一〇	ながつか薬局
薬局(調剤)	中央市東花輪五〇番三〇号	菜の花薬局	薬局(調剤)	甲斐市中下条八七二番地	かおり薬局
	ロタプロオ車ミュナく者が一	薬局名名日富計学	薬局(調剤)	甲斐市西八幡一一九七番地一	アロマ調剤薬局
薬司へ周別)	中央市西を侖三丘1つ香也一		薬局(調剤)	甲斐市篠原二八四五番地一	村松薬局
		グセンター店サイドショッピン	薬局(調剤)	甲斐市下今井四三番地	双葉薬局
薬局(調剤)	中央市山之神一一二二番地	ドラッグスノバー 株式会社オーエス	薬局(調剤)	南アルプス市桃園三四〇番地二	あすなろ巨摩薬局
薬局(調剤)	中央市井之口九八〇番地五	玉穗店 株式会社中沢薬局	薬局(調剤)	南アルプス市野牛島一九一二番地二八	プス店
薬局(調剤)	上野原市上野原二〇八五番地	大和屋薬局		南フノージオー宮地区・ディ番地名	薬局名材用調剤
薬局(調剤)	上野原市上野原一五九八番地	原田薬局	· 第一、周刊)	有アレプストに宮也可っている也に	
薬局(調剤)	上野原市上野原六九一番地一	ありす薬局	薬局(調剤)	韮崎市大草町若尾一三二四番地一	若尾薬司 有限会社島岡商会 !
莎尼 ( 記孝)	里瓜芹   里瓜芹   里瓜芹	店有等局」里原	薬局(調剤)	韮崎市藤井町南下条二六二番地	健康館サワ韮崎店
薬司へ周別)	上妤京市上妤京二〇〇四番也三	<b>住</b> 能 全 薬 司 上 矛 泵	薬局(調剤)	韮崎市中田町小田川一四一六番地三	有限会社薬局明野
薬局(調剤)	北杜市須玉町藤田七五八番地	ホクト薬局		主城市中央田三省一大号·	<b>主</b> 邮 湾 产 薬 后
	オ木 7 日外田 日刻一〇〇ノ番地子	白州店	\	を	
なのう、割り、		たい は こうがい			
薬局(調剤)	北杜市大泉町谷戸二九七〇番地六	いずみ薬局	薬局(調剤)	大月市猿橋町猿橋四七番地	梅沢薬局
薬局(調剤)	笛吹市石和町市部一〇七八番地一	フリヤ薬局	李启(言斉)	7月77月田农吗—二分四省均区	営大月調剤薬局
薬局(調剤)	笛吹市石和町窪中島一三二番地三	健康館サワ石和店	、 I ,	大月市 大月丁艺关———大四番也回	刊
		石利尼	薬局(調剤)	大月市大月一丁目六番一一号	古沢薬局
薬局(調剤)	笛吹市石和町松本一〇六〇番地	セキテイ調剤薬局	薬居 (調斉)	山秀市上裕内川一一三王番北一	
薬局(調剤)	笛吹市御坂町栗合一六四番地一	萩原調剤薬局	変弱へ周刊/	-	- 1
薬局(調剤)	笛吹市石和町広瀬六二三番地二四	あすなろ石和薬局	薬局(調剤)	山梨市万力一一〇番地	センター株式会社山梨薬剤

ぬくもり 看護ステー ション では、 を で で で が で が の に が の に の に り に り に り に り に り に り に り に り に	看護ステーション 護協会ますほ訪問 社団法人山梨県看	・ほっと韮崎 まる と きゅうしょ きゅう
医療センター内	穂町保健福祉支援センター 内南巨摩郡増穂町長沢二三七四番地二増	福祉センター内
訪問看護	訪問看護	

## 》 大規模小売店舗の新設に関する届出

平成十八年九月四日情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月四日まで縦覧に供する。あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
- 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

#### 一届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 一 名称 オギノ上野原店 食品館
- 所在地 上野原市上野原千九百三十八番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- ( 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役

荻野寛二

大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年四月十八日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百五十九平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- | 駐車場の位置及び収容台数

- 届出の配置図のとおり
- 収容台数 七十九台
- 駐輪場の位置及び収容台数 位置 届出の配置図のとおり
- 荷さばき施設の位置及び面積 収容台数 四十五台
- 面積 位 置 九十平方メートル 届出の平面図のとおり
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (2) 容量 三十立方メートル 位 置 届出の平面図のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 午後九時四十五分
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 四ヵ所
- 位置 届出の配置図のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 届出年月日

Ξ

平成十八年八月十七日

大規模小売店舗の新設に関する届出

情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月四日まで縦覧に供する。 あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届出が

Щ 本 彦

| 届出者の氏名又は名称及び住所

平成十八年九月四日

- 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
- 甲府市丸の内一丁目十六番四号

Щ

梨

県

公

報

第千六百九十六号

平成十八年九月四日

- 山梨県知事

- 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 オギノ上野原店
- 所在地 上野原市上野原千八百四十二番五外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
- 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

大規模小売店舗の新設をする日 平成十九年四月十八日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千十四平方メートル

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐車場の位置及び収容台数
- 位置 届出の配置図のとおり
- 収容台数 四十台
- 駐輪場の位置及び収容台数
- 位置 届出の配置図のとおり
- 収容台数 三十五台
- 荷さばき施設の位置及び面積
- 届出の平面図のとおり
- 面積 二十四平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 位 置 届出の平面図のとおり
- 容量 四・七立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 午後九時四十五分
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前八時三十分から午後十時まで 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (2)(1)数 三ヵ所
- 届出の配置図のとおり

(四) 午前六時から午後十時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

Ξ 届出年月日

平成十八年八月十七日

• 土地改良区役員の退任

土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 竜王

平成十八年九月四日

退

任

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

役職名 事 土橋 氏 健 名 |甲斐市竜王新町二三三四番地 住 所 平成十八年八月六日 退 任 年 月 日

• 基本測量の実施

理

知があった。 八月二十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成十八年

平成十八年九月四日

山梨県知事 Щ 栄 彦

作業種類 基本測量 (二千五百レベルGIS基盤情報整備作業)

作業期間 平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

Ξ 作業地域 富士吉田市

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号